

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、私立保育所設置者、私立幼稚園設置者及び私立認定こども園設置者が行う保育所、幼稚園及び認定こども園の高台移転及び高層化に係る経費に対して、予算の範囲内で補助することにより、南海トラフ地震で発生が予測される津波から乳幼児の安全を確保する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業は、別表1に掲げる高台移転及び高層化に係る施設整備を行う事業で次の各号に掲げる要件を総合的に判断して適当と認めるものとする。

- (1) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における津波浸水予測区域から津波浸水予測区域外への移転等であるもの
- (2) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測より高い位置に避難場所を設け、施設の高層化を図るもの
- (3) 市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転及び高層化を行うことが適当と認めるもの
- (4) 市町村が、被災後の地域における継続的な保育の提供のために必要と認めるもの

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第4条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表2のとおりとする。ただし、補助金額については補助対象経費の4分の3を上限とする。

(申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式とし、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村及び私立幼稚園設置者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による内容変更承認申請書を提出して承認を受けること。ただし、構造及び面積の変更

を伴わない軽微な変更で補助金額の変更がない場合又は補助対象経費の20パーセント以内の減額を行うとき（補助金額の減額が200万円を超えるときを除く。）はこの限りではない。

- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない、間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (5) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (7) この補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産があるときは、帳簿及び書類の保存期間は、前文に定める期間又は、第9号で定める期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならない。
- (10) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 市町村は間接補助金の交付に際して、この補助金により助成する場合には、間接補助事業者に対して次の条件を付さなければならない。
 - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 利用定員
 - イ 事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町

村長の承認を受けなければならない。

- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
 - エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該金額を市町村に納付するものとする。
 - ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得した財産があるときは、帳簿及び書類の保存期間は、前文に定める期間又は、同号エで定める期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
 - ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - シ 別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
 - ス 県税について滞納がないことを証する書面を提出しなければならない。
- (13) 前号により付した条件に基づき、市町村長が間接補助事業者に対して承認又は指示する場合には、あらかじめ教育長の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税仕入控除税額等の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(15) 間接補助事業者が第12号で付した条件に違反した場合には、第11条の規定により交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定)

第7条 教育長は、第5条による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行うものとする。

(事業実績報告)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は別記第4号様式とし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに教育長に提出しなければならない。この場合において補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記第5号様式による年度終了実績報告書を教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第1項第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第1項第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに教育長に報告しなければならない。この場合において、教育長は、当該報告を受けて、当該金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第10条 教育長は、前条第1項の事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(決定の取り消し)

第11条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(3) 第6条第1号、第2号若しくは第4号に違反したとき、又は第9条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(県産材の使用)

第12条 補助事業者は、施設の木造化及び木質化に取り組み、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 補助対象事業又は事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(ひとにやさしいまちづくり)

第15条 補助事業者は補助事業の実施に当たり、高知県ひとにやさしいまちづくり条例(平成9年高知県条例第1号)に基づき、安全かつ快適に利用することができるよう配慮し、及び整備をするよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行し、改正後の別表2の規定は、平成26年3月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行し、平成31年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。